

盛岡市監査委員告示第 37 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 28 年 12 月 27 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 28 年 9 月 28 日付け 28 盛監第 40 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 商工観光部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 修 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成28年9月28日付け28盛監第40号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 商工観光部経済企画課 ）

繰越すべき収入について、翌年度への繰越調定が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

繰越すべき収入について、地方自治法施行令及び盛岡市財務規則に基づき、平成27年度滞納繰越分については平成28年4月1日付けで、平成27年度現年度分については平成28年6月1日付けで過年度収入の繰越調定を行った。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、収入未済の繰越手続の経験がある職員が少なく、過年度収入に係る法令の理解が十分でなかったことに加え、組織改編に伴う職務分担が明確でなかったことから、チェック体制が機能しなかったことによるものである。

今後は、収入未済額に係る収納対策を講じることにより早期の収納に努めることを最優先とし、職務分担の明確化、OJTによる財務・会計制度の理解促進及び収入未済金整理表の作成等による進捗管理を行い再発防止に努める。

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 28 年 9 月 28 日 付け 28 盛監第 40 号 で 提出 の あ っ た 定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（商工観光部ものづくり推進課）

- (1) 指定管理に係る公の施設の使用の不許可に当たり、あらかじめ市長の承認を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 補助金交付決定の取消しに当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (3) 委員の委嘱に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項(1)について

公の施設の指定管理に当たり、市長の承認が適切に行われるよう、課員全員に指導徹底するとともに、指定管理者に対し改めて取扱について説明した。

イ 指摘事項(2)について

補助金交付決定の取消しに当たり、決裁権者の決裁について適正に行われるよう、課員全員に指導徹底した。

ウ 指摘事項(3)について

委員の委嘱に当たり、決裁権者の決裁について適正に行われるよう、課員全員に指導徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)について

原因は、課員及び指定管理者が、管理運営に関する基本協定書及び条例について正しく理解をしていなかったことによるものである。

課員及び指定管理者に本件に係る指導を行った外、課内研修を実施し、再発防止を図った。

イ 指摘事項(2)及び(3)について

原因は、部内全体の専決代決規程に対する認識不足及びチェック機能が働いていなかったことによるものである。

市長内部部局専決及び代決に関する規程について、課内研修を実施し当該事務処理について共通認識を図るとともに、当該文書のみではなく、一連の関係書類を添付し決裁過程において厳重にチェックを行い再発防止に努める。